

主任介護支援専門員更新制度について

平成28年度から主任介護支援専門員の資格に更新制度が導入されました。

※主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書（主任介護支援専門員資格）の有効期間は5年間ですが取扱いに変更がありますのでお知らせします。

1 主任介護支援専門員の資格有効期間

更新制度導入の経過措置による主任介護支援専門員の資格有効期間は以下のとおりです。

- ・平成18～23年度に主任研修を修了した者 → 平成31年3月31日まで
 - ・平成24～26年度に主任研修を修了した者 → 平成32年3月31日まで
 - （参考）平成27年度主任研修修了者※ → 平成32年12月7日まで
 - 平成28年度主任研修修了者※ → 平成34年2月8日まで
- （※山口県で主任介護支援専門員研修を修了した者）

※なお、2回目以降、主任介護支援専門員の資格を更新した場合の資格有効期間は、最初の主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間となります。

2 主任介護支援専門員資格の更新

主任介護支援専門員の資格有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、主任介護支援専門員の資格を更新することができます。

なお、主任介護支援専門員資格の有効期間は、最初の主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間です。

3 主任介護支援専門員更新研修の受講要件

主任介護支援専門員更新研修は、当該研修受講要件（以下の①～④）のいずれかを満たす主任介護支援専門員のみ受講できます。

- ① 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（都道府県）介護支援専門員協会（地域支部除く）が開催する介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の山口県が定める基準を満たす研修（『かいごへるぷやまぐち』に順次掲載）等に毎年度4回（他都道府県開催研修は4回のうち2回まで）以上参加した者。
- ③ 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、日本ケアマネジメント学会及び日本（都道府県）介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者。
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。

4 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱い

（1）主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。

（2）主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付します。

ただし、置換を希望しない者については別段の（所定の様式による）申出により、介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修修了証明書に置き換えないことが可能です。

なお、主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されません。当該研修修了後、介護支援専門員証の更新申請を行う必要がありますのでご注意ください。